

2012年1月12(木)

18:00~20:00

於：国土交通省 3 号館 11 階特別会議室

国土交通省

第 6 回建築法体系勉強会

東京大学法学部

教授 金井利之

**勉強会における委員意見・質問
(専門家の資質確保方策等)**

○専門資格者の専門能力形成

建築士等の専門資格者は、学校課程・資格試験合格によって専門能力を担保されるもいえるが、現実には、合格したてで一人前のはずがなく、専門職能の入り口を通ったに過ぎない。従って、建築士がどのように能力形成を行っているかという、労働経済学的な実証研究が待たれるところである。

通常の OJT による能力形成という一般的推論からすると、任意の講習・研修が機能するとはあまり思えない。むしろ、どのような仕事をしてきたのかという、キャリアパスおよび業務経歴が重要であろう。モデル的なキャリアパスは、どのようになっているのだろうか。1 人事務所がある時点では多数としても、職歴のどのような段階で、1 人事務所となっているのかが、非常に重要であるように思われる。

○公的な専門資格の意義

学校・試験に加えて、OJT で能力開発するのは、専門資格者に限られない。だから、専門資格は、必ずしも能力を保証するものではない。むしろ、公的資格で重要なことは、資格が剥奪されることによる不利益がどの程度あるのか、逆に言えば、資格を持つことがどの程度利益になっているのか、である。しかし、一般に、資格剥奪や自主的団体の懲戒は、行使しにくい。となると、公的資格は、参入規制による専門職集団の既得権益保護以外には、ほとんど意味がないということになる。

懲戒・剥奪が困難な場合には、更新制が考えられるが、実質的には、講習を受ければほぼ自動更新というものになりがちである。また、更新制は、OJT による実務能力より、机上試験能力を測ってしまい、逆効果のこともある。

専門資格は、有無による格差が大きすぎて、実際には剥奪・懲戒が困難である。そこで、多段階の資格制になるわけであるが、ある時点で的確に能力を把握した多段階格付けになるかどうかは、かなり疑問である。その意味で、大規模組織における職層や賃金格付けに

は、効果があるのだろう。できれば、業務経験や実績を反映して、ランキングの点数化がされると、よいのかもしれない。

○専門資格によって欠陥は減っているのか

全くの無経験者が設計等をするのは欠陥建築の原因であろうから、非常に広い意味では、専門資格は役に立っていそうであるが、現実には、専門資格者が行っても生じる欠陥建築や、様々な消費者被害的なトラブルである。資料では、建築確認などで不備が発見される問題が指摘されているが、これは重要ではない。建築確認や許可のかからしめている場合には、むしろ、専門資格者による設計等は不要なくらいである。重要なのは、行政による許認可での縛りが無い問題をコントロールするための専門資格者である。

素人の消費者は圧倒的に知識が欠けており、かつ、多額一回きりの取引であり、学習する機会もほとんどない。となると、個別消費者の声を集約的に代弁し、多数のトラブル案件の経験を踏まえて、専門資格者と交渉する機能・団体の強化が必要である。そして、このようなアドボカシー団体が、専門資格者への求償・懲戒などに力を持てれば、結果的に、専門資格者の質も向上する。同業者団体に相互チェックをしても、研修・講習などをして、情報公開などをして、所詮は限界があろう。

以上です